

審査の結果の要旨

氏名 志茂 こづえ

本研究の目的は、1920年代から1980年代における米国の特異児童協会（以下CEC）の活動、すなわち特殊教育教師のプロフェッショナル・スタンダードの策定と、障害児教育の立法要請活動を歴史的に検討し、米国の特殊教育における教職の専門職性理念の成立過程を明らかにすることにある。そのために本研究は、CECに関する史料の丹念な収集を行い、CECの専門家協会としての歴史を包括的に描き出している。

本論文は、序章、一章から六章の本論、終章で構成されている。序章では、CECが専門職性理念の成立過程を検討するにふさわしい性格を持つことが示された上で、専門職性の理念の理論的な検討が行われ、倫理と公共的使命とプロフェッショナル・スタンダードを有する専門家協会によって自律しているという現代的な専門職性の要件が確認された。

第一章では、1922年のICEC（後にCEC）の創立が、その中心となったファレルを中心に検討された。ICECが、特殊教育に携わる多様な教師たちの専門的な学びの場として創設されたことが示されている。

第二章では、1940年代から1950年代のICECにおいて立法への関心を導いたイングラムとラーナーの議論が検討されている。この時期の関心は立法に結実しなかったが、教育の平等を促進し特殊教育の機運を高めるためには連邦法に関心を持つ必要があるという論理が展開され、後の全障害児教育法の要請活動の基盤を準備したことが示された。

第三章では、CECの最初のプロフェッショナル・スタンダードである『特異児童の教育者のプロフェッショナル・スタンダード：教職基準プロジェクト報告』の成立過程が検討され、その意義が、専門家は更新される知識を獲得し成長し続けなければならないという理念と、専門家協会が専門家の成長への責任を負う自律的な仕組みに見出されている。

第四章は、CECが1976年に公表したプロフェッショナル・スタンダード『特殊児童の教育における人材のためのガイドライン』の位置づけを検討している。当時の米国の教師教育の動向を背景に、専門家協会が制定したプロフェッショナル・スタンダードの遵守による自律性より、免許と資格認定を基盤とする専門性の向上が求められたことが示された。

第五章では、1975年の全障害児教育法の成立に寄与したCECの立法要請活動が検討された。CECが専門家協会として、障害児の教育を受ける権利を擁護するだけでなく、その教育の質を保証しようとしていたことが明らかにされるとともに、その要請活動に専門家としての公共的使命と自律的責任が見出された。

第六章では、CECの1983年版のプロフェッショナル・スタンダードが検討され、それが倫理綱領、職務規定、教師養成基準によって規定されていることが示された。また、CECが1984年に作成した『危機に立つ国家』への回答が検討され、多様な特異児童・生徒の教育の機会の保障と質保証の観点から論じられていることが明らかにされた。

本論文は、CECの歴史の初めての本格的な研究である。CECの専門職団体としての活動の包括性を明らかにするとともに、早い時期に成立したそのプロフェッショナル・スタンダードが、倫理と使命を基盤とする専門職性の理念を発達させてきたことを示し、優れた学術的貢献を達成している。よって本論文は、博士（教育学）の学位を授与するに十分にふさわしい水準にあると判断された。